



務員につきましても助成等の関係がござりますので右に準じて措置するというふうになつております。そこで普及職員につきましても助成の面で予算上の定数を國の削減計画と対応した形で削減をしていくという形でございます。

## ○松沢(俊)委員

大臣にお聞きしますけれども、改良普及員といふのは、農村におきましては、役人という名のつく職員の中では最も農民に慕われる、そういう職員であるわけであります。

したがつて、この職員がだんだん減っていくという点であつては、これから農業の振興をやるという立場からすると決していい傾向ではないと思ひます。農林省の人員の削減計画というところから減っているんだというふうなお答えがあつたわけありますけれども、高級役人はそう必要はないわけでありまして、やはり地方の住民や農民にとりましては最も身近な、しかも直接メリットのある、そういう職員を欲しがつてゐるわけであります。そういふ点から考えまして、第一線で働く者を削減するということは決していいことはないと思ひますけれども、大臣はどういうふうにお考へになつていますか。

○鈴木国務大臣

松沢先生先ほどお話しになつておられますように、普及員の今までの二十数年間に及ぶところの活動、これはわが國の農業の発展向上の上に大きな貢献をしてきておる、しかも末端の農民諸君に毎日接觸をして、その相談相手として農業の改善、発展のために努力をされておる、非常に大事な役割りを果たしておる、こういふことは御指摘のとおりでございます。私どもこの農業普及員の今後の活動にも大きな期待を寄せておるところでござります。

ただ、だいま局長から御説明を申し上げましたように、國家公務員の定数の削減、それに伴う地方公務員のそれに準じたところの削減といふ議決定の線に沿いまして、若干減つてきておることも御指摘のとおりでございます。

それをカバーしてまいりますためには、先ほどお話をありましたように、普及員の諸君の資質

の向上、本当に信頼をされ、頼りになるようなりっぱな資質を持たなければいけないということです、研修でありますとかあるいは海外への派遣の問題でありますとか、農林省としてもできるだけ普及員諸君の資質向上のために意を用いておると

ころでございます。また最近は大分道路事情等もよくなつておりますし、通信の設備もだんだん普及をしてきておるということで機動力も持たせるよう配慮もいたしておりますし、また普及のための機材の整備というようなことにも努力をいたしまして、若干の人員の削減はそういう面で効率的に、これが達成できるようについ

ます。

○松沢(俊)委員

県の方に参りますと、普及員の給与の助成ですか、それが三分の二の助成とい

ることに実はなつておるはずでありますけれども、

これが県段階に行くと三分の二來ていらない、いわゆる超過負担のような状態になるんだというお話を承るわけなんですが、これはどういうところからそういうずれというのが起きてくるんで

しょうか。

○堀川政府委員

これは一つには國の職員の給与

ベースと地方公務員の給与のベースを比べました

ときに、ベースにおいて差があるということが一つの原因でございます。それからもう一つは、職員構成におきまして、普及員の方の職員構成、年齢構成等を調べてみると、かなり高年齢の方がいらっしゃるというようなことで、そういう者の補充、交代の関係が影響をしておるというふうに思つております。その二つの要因が一番基本的に大きな要因だと思います。

○松沢(俊)委員

ベースの問題で差があるんだと

いうお話をございますが、これは大体何等級ぐら

いなのを一つの基準にして三分の二といふことに

なるのですか。

○堀川政府委員

普及員の職種によりまして格づけを決めておるわけでございます。たとえば主任

専門技術員が三等級八号俸、専門技術員が四等級

十二号俸、普及所長が三等級九号俸、それから改良普及員も、地域を担当する改良普及員は四等級八号俸、こういうふうに職種によつて格づけを決めまして、その格づけを前提として助成の単価をはじいていく、こういう形になつておるわけ

ございます。

○松沢(俊)委員

話を聞きますと、こういう普及員制度ができてから最初に普及員になったのは大

体昭和五年生まれだそうですね。そういう人たちが県には相当たくさんおられるわけなのです。そ

うすると、年齢が相当上回っているということを

配慮して三分の二の補助をやつていかないといふ

ことになりますから、この辺、改める必要がある

のではないかと、

おおむねわざでありますから、この辺、改める必要がある

のではないでしょうか。

○堀川政府委員

私どもそういう形での助成を続

けておるわけでございますが、年齢構成の差

とかいろいろございますけれども著しく実態と

乖離することは不適当であるという考え方のもと

に、五十年度におきましては、四十九年度に実施

した給与実態調査に基づきまして、普及職員の学

歴なり任用の経験年数を十分考慮の上、国家公務

員給与ベースに換算して平均五号俸の引き上げを

実施したわけでございます。今後とも、このよう

な問題につきましては、普及職員の給与の実態と

それらに関連する事項を調査いたしまして、必要

に応じて正の措置をとつてまいりたいと考えてお

るわけでございます。

○松沢(俊)委員

最近兼業化が大変進みまして、

朝晩農業をやる農民もいますし、日曜日に農業を

やる農民もいるわけなんです。そういうところで

は、普及員は農民の中に入つて普及活動を

やつてゐるわけありますから、やはり農民のい

りますが、これにつきましては超過勤務手当も

何もついてないと実は聞いているわけではありません

す。この点の手当を改善する必要があるのではな

いか、こう考えるのですが、その点はどうでしょ

うか。

○堀川政府委員

確かに超過勤務は、県々の実

情、県内においても普及所との実情に応じまし

て差がございまして、その辺は一律の助成基準

でどうこうといふのは必ずしも適当でないとい

うことと算入はしておらないわけでございます。

それは、地方地方の実態に応じた県の扱い方にお

任せた方が適当であろうと、そういうことから組み入

れておりません。しかし、今回の助成の対象とし

ます費用につきまして若干の範囲の拡大を図つて

任せた方が適当だというふうに、

それであります。しかし、今回の助成の対象にいたしてこれを

おるわけでございまして、手当等につきまして

して機動化を進めていくのであるから、そう不便になるようなことはないのだ。こういう説明が行われたわけですが、さて、広域普及所についてみますと、なかなか機動化が進んでおらぬ。ひどいところになりますと、五人の普及員がいるところに自動車が一台しかない、こういう状態になつておるわけあります。五人で一台の自動車を使うということになりますと、大変無理が起きてしまいます。したがつて、自家用車で仕事をしなければならない。自家用車で仕事をするということになりますと、今度事故なんかが起きた場合においては、業務上の過失であるかどうかということが大変むずかしくなるので、所長の方としては、そういうことをやつてもらつちや困る、こういう歯どめがかけられるということなのです。そうすると、一台の自動車が動いているときには、あとの四人の人たちは仕事ができないという状態になるわけであります。しかし、仕事ができないとおもはれはいかぬから、やはり無理して自家用車で活動をやるというのが現状であるわけであります。そういう点、大臣の方では、さつきの御答弁では、いや、そういう方向で進むのだと言つておられますが、大臣の御答弁と現実の状態は大分違つておられます。この辺、大臣はどうお考えになつておりますか。

○堀川政府委員 私ども、機動力の整備には今後も力を注いでいきたいと思つておるわけござります。先生の御指摘のとおり、普及員の配置数と足になるところの自動車の台数との関係はおつしやるようなことでござりますので、できるだけ整備を急いでまいりたいと考えております。また、普及員の方が自家用車を用いて普及活動をしなければならないということは、私どもそういう整備を急いでまいりたいと思つております。

現在、自家用車を用いて普及活動をする等の実態につきまして、県等に御照会をいたしましていろいろと調べておるところでございますが、原則として禁止というのが多うございますし、全面禁

止といふのもかなりござります。公認をしておるというのは比較的少數ということでございます。ただし、原則として禁止という場合におきましては、所長が必要やむを得ざるときにそれを認める事故の態様にもよりますが、おおむねその車を官用車とみなしまして処理をしておるというのが実態のように承っております。

○松沢(俊)委員 それでは、いま大体一万三千人の普及員がおられるわけなんありますが、この一万三千人の普及員に対しまして自動車の数といふのはどのくらい配置されてあるのですか。

○堀川政府委員 昭和四十年度以降計画的な整備を進めてきておりまして、五十一年度までに、一

〇松沢(俊)委員 これを漸次改善していくというお話をございますが、それは改善して最終目標はどうなるのですか。

○堀川政府委員 最終目標というものは立てておりませんが、できるだけ急速に整備するという気持でやつておりますと三・一台、改良普及員五人に一台ということになります。計千九百八十四台を整備してきておるところでございます。

〇鈴木国務大臣 御指摘のとおり、普及員の諸君はどうなるのですか。

〇堀川政府委員 これまでの資質向上のため研修教育を積極的にやる、またあわせて海外の事情を調査し、新しい技術等を身につける、そういうことで、今後、御指摘の

ように関係の深いアジアの各地域並びに北欧方面

等にも私はぜひ研修旅行の範囲を広げてやつてま

りたい。なんだん農業経営が専門化するような

状況下にございますので、そういう情勢に対応し

て今後の研修、海外の出張等につきましても十分配慮してまいりたいと考えております。

〇松沢(俊)委員 今度は局長に御質問を申し上げますけれども、三人に一台の自動車の普及といふのはいつごろのめどなんですか。

〇堀川政府委員 一応私ども三年をめどにして、早ければ早いほどいいというふうに思つておるわ

けでございます。

〇松沢(俊)委員 そうすると五十五年に三人に一

台になるのですか。

〇堀川政府委員 三年でござりますので、五十四

年度までに三人に一台という整備水準にしたいと

いうふうに思つておるわけござります。

〇松沢(俊)委員 それから、普通の役所の場合におきましては運転員というのが配置されています。たとえば県なんかの場合においては、土木事務所だとかあるいは財務事務所だとか要するにい

りますし、こちらはすぐれた集約農業、こういうことになつておるわけあります。それから、いろいろ技術の面等におきまして、たとえば最近

中国あたりでは家畜のはり麻酔によるところの手術をやるというものが非常に進んでおるわけなんですね。そういう点なんかも考えますと、單に先進

国でしかも大変規模の大きな国にだけ集中的にや

なければならぬわけでありますから、アジアの国

が、その点はどうでしようか。

〇堀川政府委員 もともと普及職員の任務は農民に直接接して普及活動をやることでございまし

て、そのため農家のところまで出向くというの

が普及員の職務でございます。したがつて、昔は

足で歩くということも多うございました。しかし

自転車も使つた。それからオートバイ等を活

用するようになり、それが自動車の形に変わつて

きたという経過をたどつておるわけでございま

す。一人一人が、あるいは集団で組んで普及

に出かけるわけございますが、そういう普及活動

にすべていまは自動車を使う場合に運転員が別

に一人ずつつくということは、これは普及員の活動のあり方というものと実際問題としての困難性

といふこともございまして、そういうふうにはい

たしておらないわけでござります。

〇松沢(俊)委員 そういうことであれば、早目に

一人一人に自動車が行き渡るようにしてもらわぬ

といふことになるのじやないか、こう思うわけなん

であります。これは速やかに機動化を促進をしてもらいたい、こういうことを強く要望申し上

げておきます。

それから、普及員を指導する専門技術員です

ね、これが県に配置され、そしてまた、そのほか

に農業改良研究員というものが試験場に配置されて

いる、こうしたことになつておるわけなんであ

ります。専門技術員の場合は一応わかりますけれども、農業改良研究員といふものは、これは法律に

おきましては、地方的事情と必要性を正しく考慮

をして試験研究を能率的に行うということに実は

なつておるわけなんですが、どういうよう

なことを具体的にやつておられますか。

○堀川政府委員 県の農業試験場は、いわば普及事業の拠点である、またそなならなければならぬといふに言われておるくらいでございまして、國の試験研究機関等で開発をしました技術あるいは品種というようなものを現地に適応させるため、あるいは現地固有の農事上の試験研究というものを探めるために県の試験場が置かれておるわけでございまして、そこにおいて開発されるのは現地適応ができるようになつた技術を普及事業に持ち込むという仕掛けというか仕組みになつておるわけでございます。したがいまして、農業のあり方というものを踏まえ、それから専門技術員というような改良普及組織の専門的な知識を持つた方々との連携を保つというような意味で、試験場側に改良研究員というものが置かれまして、普及の方の連携をとりながらその現地現地、地域の必要性の高い課題につきまして研究をし、これを普及につないでいくという意味で、そういう特別の制度になつておるというふうに理解をしております。

○松沢(俊)委員 私は去年の災害で感じたわけでありますけれども、なるほど気象条件の異常な面が出まして、それで大きな災害になつた、こう言えど簡単な話になりますけれども、しかし考えてみますと、水稻なんかの被害というのは、そういう異常気象が来た場合において耐え得ることのできないそういう品種というの、これを單にうまい米だとか銘柄米というようなものに集中させたということによって一層被害を大きくしたように実は感じられるわけなんであります。そういう点で、試験研究というのも単にその場その場の当たり的なものでなしに、やはり将来的な長期展望に立つた研究、しかもそういう災害なんかがある程度ではこれをつくつていれば丈夫だといふ、そういうものをもう一度改めて考え方すところの必要の時期に実は来ているのじやないか、こんなぐあいに考えておりますが、その点はどうでしょうか。

○堀川政府委員

先生のおっしゃるとおりだと思います。

どもも重大な反省をしておるわけでございます。

一例を挙げますれば、たとえば品種でトヨニシキという品種がございますが、そういうものの栽培適地の限界を越えて山間高冷地の方へ上がったために被害を大きくしたというような問題もございます。したがいまして、品種の適性というものをよく考えた作付ということがなされなければならぬわけでありまして、試験研究自体はりっぱな成果を持っておりましても、普及を誤る、あるいは農家の対応の方がこれについてこないということになりますと、そこにまずい結果が出てまいりますので、いま先生の御指摘の点はまさにそのとおりで、私どもも十分これから気をつけてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○松沢(俊)委員 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、とにかくこの普及事業というのは長い歴史を持っておりまして、これをさらに一層強化をして、そして農業の振興に当たなければならぬと考えておりますので、いま御答弁のございました点を積極的に進められまして、そしてやはり普及事業というのがあることによつて日本農業が発展しているんだという実績をつくつてもらいたい、こういうことを強く希望申し上げまして、質問を終わります。

○堀川政府委員

そういう心組みでやつてしまいたいと思います。

御質問の後で申し上げて大変恐縮なんですが、私先ほどの御答弁で勘違いをした点が一つございまして、機動力整備の一応の年次目標は五十四年度末までなしに五十六年度末でござりますので、大変失礼を申し上げました。訂正させていただきます。

○菅波委員長代理 この際暫時休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕